

令和5年度第4回印西市補助金等評価委員会 会議録

開催日時	令和6年2月2日（金）午後1時20分から午後4時30分まで	
開催場所	印西市役所 41議室	
出席者	委員	熱田委員、池田委員、木下委員、酒巻委員、斑目委員
	事務局	高平総務課長、酒井課長補佐、一畝田係長、石黒主査補、渡邊主査補
	担当課	（農政課）【10】村越係長、阿部主査、武藤主事 【11】村越係長、鈴木主事、武藤主事 （高齢者福祉課）櫻井係長、清水主査 （保育課）中島係長、平木主査 （都市整備課）鈴木係長、布目主査補
議題	<p>（1）補助金等に対するヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【10】印西農産物地産地消推進事業補助金（農政課）</li> <li>・【11】小規模土地改良事業補助金（農政課）</li> <li>・【12】印西市シルバー人材センター運営費補助金（高齢者福祉課）</li> <li>・【13】賃借料加算対応補助金（保育課）</li> <li>・【14】印旛中央土地区画整理組合設立支援補助金（都市整備課）</li> </ul>	
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 資料1 補助金等評価シート</li> <li>・ 各補助金等ヒアリングシート等</li> </ul>	
会議結果	<p>（1）補助金等に対するヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当課からの説明を行い、評価をいただいた。</li> </ul>	
議事要旨		
	<p>【 議 題（1）補助金等に対するヒアリング 】</p> <p>・【10】印西農産物地産地消推進事業補助金（農政課）</p> <p>■担当課より補助事業概要の説明 （質疑応答概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本補助金の今後についての考えは。 →現在の補助金交付要綱は、令和8年度までと定めていますが、終期が近づいたら状況を考慮し見直しを行います。地産地消を推進するために、PR や新たな加工品の作成を通じて消費拡大を図り、今後も継続して支援を続けることが必要と考えています。</li> </ul>	

- ・市内農産物の消費拡大を示す根拠となる数字はあるか。  
→具体的な根拠となる数字はありませんが、本補助金で資機材等を導入した農家より、PR用のぼり旗等を直売所に立てたことで集客が多くなったこと、いんザイ君がプリントされた印西産を示す箱や袋を作ったことにより市外に住んでいる方が直売所に再度買いに来てくれたという話を伺いました。また、ミキサーや焼き栗機を導入した業者が、新しい加工品を開発し、直売所の収益が上がった話も伺っていますので、一定の効果があると考えています。
- ・具体的な活用事例は何か。  
→いんザイ君がプリントされた手提げ袋については、13件で運営している梨農家の組合にて共通で使用されています。ミキサーを使用した新たな加工品については、ナスのパテ、ニンジンや紫イモを利用したジャムの作成等に使っています。それぞれPRに繋がっていると考えています。
- ・梨の販売用の箱も共通で使っているか。  
→箱に関しては、共通で作られていないので、梨農家単体の申請で補助をしています。透明な袋にいんザイ君がプリントされた手提げ袋は、共通で使っています。
- ・印西市で特産化しつつあるものはあるか。  
→過去にブランド化を目指して、ニンニク等で推進を図ったこともありますが特産化しませんでした。現在、特産化しているものはなく模索しています。
- ・農産物販売促進事業について、市内農産物の販売促進に係る資材費・版代は、箱やのぼり旗を限定して対象としているか。  
→販売促進に係る資材について、箱やのぼり旗以外にも、「印西産」と印刷や表示する費用の3分の1を補助しています。
- ・地産地消のための調理体験やマルシェ等の催し物は補助対象か。  
→催し物については対象外です。
- ・地産地消の促進という意味では、もう少しプロモーションの範囲を広げてよいと思う。

- ・農産物加工促進事業について、ブランド化についての目標はあるか。  
→ブランド化に関する目標はありません。消費拡大の観点から、農家の方々が、新たな加工品により収入や販売を拡大することを目指していただければと考えています。
  
- ・地産地消の推進支援をするという意味では、本補助金で良いのかもしれないが、農政課が地産地消を推進していく観点で、印西市で売りになるものを作る目標を打ち出してもよいと思う。
  
- ・農産物販売促進事業について、箱のデザインは個別対応とのことだが、ある程度デザインを統一する決まりはあるか。  
→大きい箱や手提げ袋について、いんざい君をプリントできるものは入れてもらっています。いんざい君をプリントできないものについては、必ず「印西産」を入れてもらうお願いをしています。
  
- ・いんざい君のピンク色は目立つので、統一できればアピールとして、消費者の目につきやすいと思う。レジ袋の有料化もあるので、どこまで地産地消として補助金を出すのかいろいろ検討の余地はあるが、行うのであれば、皆で共通の取り組みの中で行うとよいと思う。
  
- ・農産物直売所は、市に何ヶ所あるのか。  
→大小ありますが、把握しているもので26ヶ所あります。
  
- ・市において、ふるさと品物産所や道の駅を作る構想はあるか。  
→市で道の駅等を作る構想はありません。市内にあるJA直売所や民間直売所等を利用して、各農家には販売いただいています。
  
- ・市内スーパーマーケットで、市内農家の野菜が売られている状況がある。スーパー等で販売する場合は、補助対象にはならないが、販売促進や地産地消を進めていく観点から、補助対象を少し拡大してもいいと思うがいかがか。  
→委員からご提案いただいたことや農家の声も含め、今後の消費拡大を目指して、補助金制度の見直しを検討します。

・特産品を作ると言っても、農政課単独では難しいと思うが、農家に頼むのも辛いと思う。そのため、ハード面じゃなくソフト面について、例えば印西の特産品のブランド化、パッケージ、売り方等も含めて、様々な関係者が集まって検討するのもよいと思う。現状の目先を考えると、前に進みづらい部分もあるが、道の駅の話も然り、農政課だけではなく関係部署と一緒に、市の進むべき方向性、大きな意味で「産業」に対して取り組むのもよいと思う。

・【11】小規模土地改良事業補助金（農政課）

■担当課より補助事業概要の説明

（質疑応答概要）

- ・市内農家への補助件数について、今後の推移はどう考えているか。  
→栽培面積の拡大や生産性の向上を図る上で、農地の面積自体は今後変わらない状況ですので、遊休地を防ぐためにも、農地を担い手に集約することで、農業経営基盤の安定を図りたいと考えています。農地として続くものですので、今後も一定の条件で、農地整備の必要性は出続けると考えています。
- ・印西市の農家の状況はどうか。  
→5年毎の調査「農林業センサス」によると、経営農家の数について、平成27年が1,397件、令和2年が1,074件となり減っています。それに伴い、副業する農家が増えています。
- ・令和2年度から令和4年度までの土地改良区への補助金額が221万円と同額の理由は。  
→土地改良区の補助金は、予算確保できた中での枠配分となっています。221万円を3つの改良区において、受益面積に応じて配分しています。各土地改良区において、補助金額以上の事業を毎年実施し、配分した満額を使っています。
- ・各土地改良区では、補助金以外に、土地改良区で持つ資金等を使って、工事や修繕をしているということか。  
→その通りです。

・土地改良区は農家の費用負担で運営されているが、本補助金を農家だけでなく土地改良区も対象にしている理由は。

→基本的な土地改良を行う場合、国が事業費の2分の1、その他を、県・市・土地改良区等で負担しています。市の小規模土地改良事業は、国営・県営等の土地改良まで至らない小規模なものを対象としていまして、農業生産基盤の安定化を目的としているため、農家のみならず土地改良区も対象にしたものです。なお、土地改良区への補助は暗渠排水以外の共有用排水に掛かるものについて補助対象としています。

・土地改良区の事業は土地改良区の中で本来やるべきという考えもあるが、印西市だけではなくて近隣自治体も補助しているところから、農家の要望が多いということか。

→要望が多いということで、土地改良区は令和元年から補助の対象になりました。それ以前は農家の組合において、土地改良区が整備する用排水路を含めて地区として自分たちで整備していました。生産基盤となる共通の部分については土地改良区がまず整備するという前提のもとで、市としても一端を担う形で、補助対象としています。

・個人農家用の予算として300万円程度確保しているが、足りているのか。

→令和2年・令和3年・令和4年と、個人農家に対しても、予算確保できた満額に近い補助金を支出しています。令和5年度については、少し残金が出る見込みなので、現状何とか足りています。令和4年度については満額となり、令和5年度に実施するようお願いしたこともありましたが、暗渠排水の多くの実施時期は、稲刈りが終わってから翌年4月までということで、補正対応できない状況です。

・土地改良に対する経費の中身をどこまでチェックしているか。

→補助対象経費について、内規で定めています。機械の賃借料・労務費・燃料費・機械運搬費・材料費は補助対象としています。その他の処分費・諸経費・管理費等は対象外としています。

・例えば、一般管理費が10%の割合になっているものも補助対象としているか。

→見積書で、一般管理費が10%と計上されたものは、補助対象外となります。パーセンテージの歩掛けではなくて、燃料費等の記載があるも

のが対象です。補助対象とするなら、費用の明細の提出をお願いしています。

・90%ぐらい対象経費でないと交付対象としない方法が、簡単なやり方と思ったが、もう少し細かく確認していることがわかった。

→業者にもよりますが、土地改良区は工事の規模が大きくなるので経費を率で出すことも多いです。個々の農家が業者に頼む場合は、経費として計上する業者もなかなかいなく、直接工事費と材料費で計上してくる見積書が多いです。

・台風や集中豪雨といった災害で、土地基盤等の復旧工事が必要になった場合は対象になるか。

→本補助金は新設に限っていますので、修繕は対象外です。台風で壊れた排水ポンプ等を新設することであれば対象ですが、修繕と新設で何が違うのか難しいところはあります。土地改良区が管理している排水ポンプを新設する場合、小規模土地改良事業というよりは、国や県の別の土地改良事業が対象になります。市は小規模なものに対しての補助になります。

・暗渠排水施設の耐用年数は、平均でどれくらいか。

→製品の材質で変わりますが、8年から15年程度の耐用年数になっています。ただし、実際はそれ以上使うことが多いです。

・土地改良区内において、勝手に農地の売買はできない認識でよいか。

→農地を勝手に売買することはできず、農業委員会等の許可を受ける必要があります。土地改良区については、売買の報告によって地権者や賦課金額が変わります。

・一般的な土地改良事業について、整備してから一定期間は新たな整備ができない等の縛りはあるか。

→国等の補助金を使用していれば、条件によって返金が必要ということや、区画整理をする場合には、転作をしないといけない等の制限があります。

- ・土地改良区に係る土地はどれくらいあるか。  
→印西市内の水田の95%は土地改良区のエリアになっています。一部、谷津田等の田んぼだけ土地改良区ではありません。世帯数について、令和2年度で1,100件弱あり、ほとんどの方が田んぼと畑を所有しています。そのため、土地改良区内に田んぼを持っている方が9割程度いると思われます。一部、草深地区等には畑だけ持つ方もいます。
  
- ・排水設備は、今後も繰り返し整備しないといけないのか。  
→農業生産基盤を維持するために、大規模な区画整理や改良事業を行えば、数年は維持補修しなくてもいいと思います。印西市は、旧印旛村・旧本埜村を含め、昭和の時代から基盤整備を行っていない状態で、現在大きな土地改良事業について同意徴収や、工事価格も高額なことから、なかなか進まない状況であり、劣化した用排水の整備を小規模で可能な範囲で行ってもらっています。土地改良区や農家には、市の補助金以上に自分たちで農地を維持してもらおう状況が、今後も続いていくと考えています。
  
- ・特に個人農家への補助について、自己負担が原則という考えもあると思う。過去の補助金等評価委員会では、この補助金を廃止すべきという意見もあった。現状で、そのような意見についていかがか。  
→確かにそのようなご意見もあります。国においては、「食料・農業・農村基本法」により、今後食糧の安定的な供給を図る方針を掲げています。市としても、農業生産基盤の整備拡充をし、農家に対して適正な農地管理を行うため、補助を続けたいと考えています。
  
- ・本補助金を使わないで、個人の費用で整備している農家はあるか。  
→暗渠排水に限らず、その他の補助を使わない農家がいる事実は把握しています。件数は把握していませんが、現地の農家との会話の中で補助金申請が面倒だから要らないと耳にします。また、昔から農業を行っている農家だが、跡取りがいない状況で、補助金等は使わずに、自分でできる範囲で整備している農家が多い印象です。

・【12】印西市シルバー人材センター運営費補助金（高齢者福祉課）

■担当課より補助事業概要の説明

（質疑応答概要）

- ・印西市シルバー人材センター会員数 447 名について、どう考えるか。  
→令和 4 年度末で、千葉県全体でのシルバー人材センターの会員数の平均は 455 名となっています。退会者も多いですが、広報や町内会回覧で周知し、新たな会員の確保に努めています。新たな就業先の開拓や、シルバー人材センターの周知を図り、今後も会員増に繋がるように支援していきたいと考えています。
- ・過去 4 年間の補助金額 1000 万円と上限額が続いているが、今後もその傾向か。  
→令和 6 年度において、補助金を増額する予定はありませんが、今後会員数の増加や、事業拡大等の運営状況が大きく変化した場合は、さらなる増額の検討が必要と考えています。国からシルバー人材センターに助成されるお金もありますので、国の基準等を参考に検討したいと考えています。
- ・シルバー人材センターに来る仕事について、依頼件数と受託件数は。  
→依頼件数は把握していませんが、受託件数は令和 4 年度 2,469 件です。個人からの依頼で多い草刈について、時期が重なるため、お断りするケースがあるとお伺いしています。
- ・公共事業の依頼を増やす施策として、何をしているか。  
→千葉県のシルバー人材センター全体での公共事業の割合は平均 36.2%で、印西市は 29.5%となっています。印西市での公共事業を増やすため、他市での受注情報を市役所の他部署に提供しています。実績として、徐々に公共事業の受託件数は増えています。民間事業についても、シルバー人材センターが商工会に加盟しており、受託件数が増えています。ハローワークの求人情報から企業に直接連絡を取っていることも、受託件数の増加に繋がっています。市としても、引き続き周知を図り、多くの方に印西市高齢者就労支援センターで技能等を習得し、選択肢の 1 つとしてシルバー人材センターに登録していただき、事業拡大に繋がりたいと考えています。



- ・高齢者福祉課がシルバー人材センターに対して、補助金を支出する以外に何をしているか。  
→広報紙やホームページにてシルバー人材センターのPRを行う等、広報活動で支援をしています。
- ・働き方について、シルバー人材センターならではの特征はあるか。  
→生きがいづくりの目的もあるため、1日数時間程度働く仕事になります。フルタイムで働きたい方には、ハローワークの情報等を提供して、探していただきます。
- ・令和3年度と令和4年度について、コロナ禍の影響はあったか。  
→受託件数について、令和3年度は2,260件、令和4年度は2,469件です。コロナ禍でありましても、受注は約200件程度増えていた状況です。
- ・会員となっているが、就業していない方はいるか。  
→希望する職種がない等の理由で、就業していない方は毎年います。
- ・民間事業の新しい仕事をどのように探しているか。  
→シルバー人材センターが、直接企業に連絡を取っています。実際に新規で開拓できていると伺っています。
- ・市は、シルバー人材センターに対して、監査の権限はあるか。  
→監査の権限はありません。
- ・市として、監査報告は受けているか。  
→シルバー人材センターの定款で定められた監査報告は受けています。
- ・印西市特有だが、千葉ニュータウンには大規模な商店や事業者があるので、連携がとれれば、民間事業の売り上げが上がると思う。あわせて公共事業も広げられれば、市のシルバー人材センターのポテンシャルはもっとあると思う。引き続き、シルバー人材センターと市が連携して進めて欲しいと思う。

・【13】 賃借料加算対応補助金（保育課）

■担当課より補助事業概要の説明

（質疑応答概要）

・ 保育所の分園の特徴は何があるか。

→分園は、保育所の設置が難しい地域において設置するもので、保育所を経営する者が、保育所設置の認可申請ではなく、届出で設置可能です。定員規模は原則 30 人未満ですが、例外的に 30 人以上とすることもできます。配置する職員は保育所と同様ですが、園長や給食の調理員等を置かないことができます。設置場所は本園から通常交通手段により、30 分以内の距離を目安としています。分園は本園と比べて人員や設備の負担が小さく、比較的容易かつ早期に設置できる特徴があります。

・ 流山市で実施しているような、駅に近い施設を活用した「保育送迎ステーション」への移行の考えは。

→市内の子どもの人口は均一ではなく、地域ごとに異なっています。また、地域内での保育所の入園者数にも差があります。この差を是正し、待機児童対策を推進するため、多様な保育サービスの充実・利用者の利便性向上・既存保育施設の利活用の視点から、保育送迎ステーションについて検討をしています。

・ 将来的に本補助金は、保育需要等の変化で終了するか。

→現在、分園のテナント賃借料に補助しています。保育送迎ステーションへの移行等も踏まえ、長期的に続くと考えていません。

・ 市として本補助金を始めた経緯は。

→分園が開設された平成 30 年 4 月 1 日時点で、待機児童は 133 名いました。各事業者からの提案をもとに、市が整備を進めて、その一部として分園は開設されました。通常の保育所の建物を賃借物件で整備した場合は、国により賃借料が補助される仕組みがあります。しかし、国の基準は、本園が賃借物件の場合に分園は補助対象ですが、本園が自己所有の場合に分園は補助対象外となることから、これに対応するため、市独自の補助金を設けました。

- ・現在の補助金額で、保育所は足りているか。  
→補助金の単価について、本園が賃借物件の場合における国の補助額を準用していますので、国と同額になります。この額で足りているかについては、必要十分な額より少し下回る認識です。
- ・市内において、分園がある保育所は。  
→千葉ニュータウン中央駅北口にある「しおん保育園」、千葉ニュータウン中央駅南口にある「認定こども園 Rainbow Wings International」の2施設です。
- ・分園は、市内であればどこでも対象となるか。  
→市内であれば場所の指定はありません。現在、分園がある2施設に補助しています。
- ・要綱に補助対象の要件があるが、選定した結果、現在の2施設になっているのか。  
→市内で保育所を経営する者が分園を設置する場合、県への届出が必要であり、届出の前には市への合意形成が必要になります。そのため、県が受理したものが補助対象になります。
- ・将来的に分園が増えたとして、補助金をもらえるか。  
→要綱の条件を満たす施設であれば、補助金が出ます。なお、現在、分園の募集はしていません。
- ・市としての分園の整備についての考えは。  
→駅の近くではない保育施設に空きがあるところもあり、保育送迎ステーション等も視野に入っていますので、分園を新たに整備しようとは考えていません。
- ・駅前保育所についての考えは。  
→駅前には、物件を確保するのが難しいです。流山市が実施している、駅前でお子さんをお預かりして近くの本園にバスで行く、保育送迎ステーションの方が分園よりも適切ということで、本補助金は、保育送迎ステーションへの移行途中の臨時的なものと考えています。

- ・分園はあるべき姿ではないということか。  
→その通りです。本園が最優先です。
- ・要綱の補助金額は少ないのでは。  
→本補助金は、国で対象外となっているものをベースとしています。その中で、市において、少しでも財政支援できる方法を探り、保育所との協議も踏まえた結果、現在に至っています。
- ・分園の定員は基本的に 30 人以下とのことだが、交付要綱の定員区分が多すぎるのでは。  
→要綱の終期が令和 6 年度末ですので、次に改正する際に、適切な定員区分に整理します。
- ・しおん保育園の賃借料について、毎月金額が違うのはなぜか。  
→場所は千葉ニュータウン中央駅北口のアルカサール内ですが、テナント料金について、トイレ等の共有部分の経費を他のテナントと割り返しているため、毎月若干の差が出ています。
- ・共有部分の経費は、賃借料に含まれるか。  
→補助金額は実際にかかっている経費より少ない状況ですが、改めて共有部分の経費について整理します。
- ・待機児童は現在いないが、今後の推計はどうか。  
→人口増加には土地利用の状況が大きく影響します。市街化区域の開発はある程度読めますが、市街化調整区域の開発が進むと、特定の地域の人口が増えます。予想外にマンションが 1 棟建つと待機児童が発生する可能性はありますが、現時点では、新たな保育所の建設はせずに、保育送迎ステーション等で既存保育施設を活用できれば、待機児童を 0 人で保てると考えています。お子さんが増えている地域から、少し減っている地域に通っていただく仕組みで対応できればと考えています。
- ・公立保育所を民営化する方針はあるか。  
→公立保育所の役割が、民間とは少し異なっています。少し手のかかるお子さんが民間保育所に入れなかった場合、公立に頼る場面が出てきます。現在、公立保育園は 5 園ありますが、当分の間は必要と考えています。

- ・保育所の定員が空いている施設はあるか。  
→全体として定員の空きは幾つかありまして、さらに年齢によって大きく空いているところがあります。育児休業を1年間取れる場合は、0歳児を預けないので、空きがある場合が多いです。人口が急増している地域は待機児童が出かねない状況ですけども、少し離れた地域を選ぶご協力をいただくことが多いです。
- ・令和4年度から補助金額が減っているが、制度が変わったのか。  
→交付要綱を改正しました。保育所とは調整した上で、計算方式を変更しました。
- ・計算方式をどう見直したのか。  
→現在の要綱では分園の定員数に単価を掛けて算出できますが、以前の要綱では、計算式に「人数按分後分園定員数」という変数が入っていて少し複雑でした。
- ・計算方式の変更は、国の計算方式が変わったからか。  
→計算方式は、国が変えたからではなくて、市の考えとして直しました。本補助金は令和4年3月31日限りで失効する予定でしたが、まだ待機児童が多くいました。賃借料の補助は一時的なものとして補助当初から保育所と約束をしていたことを前提に、改めて話し合い、現在の計算式になりました。

・【14】印旛中央土地区画整理組合設立支援補助金（都市整備課）

■担当課より補助事業概要の説明

（質疑応答概要）

- ・組合設立まで、あとどれくらい時間が掛かるか。  
→現在、認可取得までを目標として、発起人会という組織で具体的なスケジュールを含め、検討しています。
- ・区画整理事業自体は平成9年から始まり、本補助金は令和元年から始まっているが、これまでの経緯は。  
→平成9年5月30日に、UR都市再生機構と共同で区画整理を行うとのことで、都市計画事業が決定されました。その後、URが撤退し、市街化区域及び区画整理事業の都市計画決定が残った状態となりました。その後、地権者の任意団体で区画整理をやりたい意向もあり、令和元年

の技術的交付申請を受けて、現在、認可取得に向けて、発起人会が検討しています。

- ・組合が設立した後、本補助金はどうなるか。  
→本補助金は、認可取得まで交付していきます。地権者で構成された発起人会は、予算を持っていませんが、規模が100ヘクタールと大きく、環境アセス調査等に必要な費用を、市の補助金で対応しています。認可取得後は、補助金はなくなります。
- ・認可され組合設立後、市が組合に対して助言や指導が可能か。  
→法律上、市は技術支援をする立場になりますので、必要に応じて、対応していくものと考えています。
- ・組合設立後、組合の経費はどういう形で賄われるのか。  
→土地区画整理法の中で「保留地」と呼ばれる、山や田んぼを造成して、家が建てられる宅地等を作ります。その土地を売却したお金で費用を捻出します。専門の業者も携わり、資金繰りを確認してもらい、その仕組みを千葉県で認可いただけるよう進めています。
- ・組合設立後、組合は代行業者と一緒に区画整理事業を進めるのか。  
→その通りです。
- ・一般的に、組合設立後から事業完了までは概ねどれくらいの年数か。  
→土地の規模が100ヘクタールで、土地区画整理事業としては大きい区域です。他市の事例ですと、30年近く掛かっています。
- ・発起人会9人は企業の方々なのか。その方々が組合を設立しようとしているのか。  
→組合を設立できるのは、その地区の地権者です。発起人会の9人は一般の地権者のため、その方々だけで事業計画案を立てることはできないので、事業計画案の作成を発起人会が業者に委託しています。
- ・補助率100%は、一般的なのか。  
→近隣市でも、100%補助する自治体があります。本市のように、どこかの企業も関わってなく、地権者のみで構成される組織は、資金がないので計画が立てられません。事業計画案を立て、そこに賛同する事業者

が現れるまでの間は必要と考えます。

・認可を得るまでにどのような業務が残り、時間を要しているか。  
→100ヘクタールの区域の取り扱いについて、発起人会の意向で、少し整合していないところがあります。URから市に無償で提供を受けた土地が多くあり、その取り扱いについて話を詰めています。また、測量調査が未完了のところがあり、設計関連調査として、道路の幅員・高低差・造成の高さ等の擦り付けができてない箇所があります。最終的に、事業計画案を作成し県の認可を得る必要がありますが、測量や設計が整わないと計画案が作成できないので、発起人会と協議を進めています。

・現在の協議は、発起人会・市・計画を作成する委託業者で話を進めているのか。  
→その通りです。

・本補助金による事業や調査が多いと思うが、適切に実施されているかはどこがチェックしているか。  
→市の都市整備課・発注元の発起人会で確認しています。

・業務代行予定事業者の選定はどうなっているか。  
→発起人会で、現在選定しています。

・「印西市都市マスタープラン」において、土地区画整理事業区域内に、建設が計画されている公共施設はあるか。  
→公共施設を建設する記載はありませんが、他の基準により必要な緑地・公園・道路は設置することにはなります。市民が利活用できる配置になるように、市として指導します。

・「印西市総合計画」や関連する「基本計画」において、土地区画整理事業区域内に、集客性や公益性のある施設を誘致するプランはあるか。  
→組合施行ということで、市としては公園・緑地・道路等は必要なものを求めます。集客性や公益性のある施設を誘致する記載はありませんが、組合で必要と考えられれば人が集まる施設が設置されると考えています。そのような施設を組合側の費用で設置するかは、組合側の意見や考え方によります。

・土地区画整理事業区域内に、UR から市に無償提供された土地があり、市も地権者になると思われる。換地を受けて市名義の土地ができるが、そこに市が施設を作る計画はまだない状態で、今後、計画が立ち上がる可能性や、換地を受けた土地を売却する可能性があるということか。

→認可後に検討します。

・印旛中央地区の土地区画整理事業について、総合計画や印西市都市マスタープランにおける位置付けは。

→総合計画に関連した基本計画の政策4の項目4-1の方針④「開発検討拠点の事業促進」において、印旛中央地区は産業・業務機能及び居住機能を備えた拠点を形成するため、組合施行による土地区画整理事業の事業化を含めた必要な支援を行うとしています。印西市都市マスタープランは、市の総合計画と、千葉県の「都市計画区域マスタープラン」に即した形で策定しています。内容としては総合計画と同様です。

・千葉ニュータウン事業は1967年に都市計画決定され、今から約60年前に始まり現在に至り、概ね成熟されていると思う。印旛中央地区の土地区画整理事業について、平成9年に都市計画決定されて、30年近く経っている。その間にUR撤退等の事情があり、現在このような組合ができる直前まで来ている。印西市という広い土地の中で、千葉ニュータウンが約1,930ヘクタールで、印旛中央は100ヘクタールで約20分の1近くの面積だが、千葉県において大きな拠点となるから、市の総合計画にも位置付けされていると思う。担当課は進め難い事業かもしれないが、将来の印西市を思い取り組んでいただきたい。

・印旛中央地区が一つの事業となっているが、市の他の地域で、将来のまちづくりのための拠点となるところはあるか。

→市の総合計画の「適正な土地利用の推進」に方針①から方針⑤まであり、例えば、方針①で駅圏機能の強化があります。木下駅圏・小林駅圏・千葉ニュータウン中央駅圏・印西牧の原駅圏・印旛日本医大駅圏の機能の強化が方針として出ています。それ以外にも、地域生活拠点の機能保全や、駅圏以外の産業拠点の充実の記載、今回の印旛中央地区は開発検討拠点という位置付けで記載があります。総合計画や基本計画に基づき、バランスをとって開発を進めていくとしています。



・まちづくりは一朝一夕ではできないので、火種づくりを長年かけてやることは、50年100年先の印西市に影響してくると思う。
--

令和6年2月2日に行われた印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 酒巻 雅純